**宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条第１項等の規定に適合していることを証する書面**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　調査者(設計者)　 資格　　　　　建築士(　　　　　)第　　　　　　　　　　　　　　号

氏名

建築確認申請を行うにあたり、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第１２条第１項、第１６条第１項、第３０条第１項及び第３５条第１項の規定の適合性について、以下の判定フローにより確認しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 |  | 敷地面積 | ㎡ |
| 敷地の地名地番 |  |

土地の形状の変更（盛土・切土）を行う計画か

公共施設用地での工事か（別紙参照）

災害の発生のおそれがないと認められる工事か（別紙参照）

工事は、以下の①～⑤のいずれかに該当するか

**＜土地の形状の変更（盛土・切土）＞**

① 盛土で高さが２ｍ超の崖（※１）を生じる

② 切土で高さが５ｍ超の崖（※１）を生じる

③ 盛土と切土を同時に行い、高さが５ｍ超の崖（※１）を生じる（①、②を除く）

④ 盛土で高さが５ｍ超となる（①、③を除く）

⑤ 盛土又は切土をする地盤の標高差（鉛直方向の厚さ）が３０ｃｍを超える土地の面積の合計が

３，０００㎡超となる（①～④を除く）

都市計画法の

開発許可が必要な計画か

工事は、以下の⑥～⑩のいずれかに該当するか

**＜土地の形状の変更（盛土・切土）＞**

⑥ 盛土で高さが１ｍ超の崖（※１）を生じる

⑦ 切土で高さが２ｍ超の崖（※１）を生じる

⑧ 盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の

崖（※１）を生じる（⑥、⑦を除く）

⑨ 盛土で高さが２ｍ超となる（⑥、⑧を除く）

⑩ 盛土又は切土をする地盤の標高差（鉛直

方向の厚さ）が３０ｃｍを超える土地の面積

の合計が５００㎡超となる（⑥～⑨を除く）

ケース２

都市計画法の開発許可をもって

許可を受けたものとみなす（※２）

盛土規制法による中間検査・

定期報告対象

ケース１

**許可申請が必要**（※２）

盛土規制法による中間検査・

定期報告対象

ケース３

都市計画法の開発許可をもって

許可を受けたものとみなす

（届出したものとみなす）（※２）

ケース４

**許可申請が**

**必要**（※２）

ケース５

**届出が必要**

ケース６

**許可申請が**

**不要**

（※１）崖とは、地表面が水平面に対し３０度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、擁壁で覆う場合を含む。

（※２）国又は県等が行う開発行為・宅地造成などについては、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなす。

[ ] **はい**

都市計画法の開発許可が必要な計画か（別紙参照）

工事場所が宅地造成等工事規制区域内か

[ ] **いいえ**

[ ] **いいえ**

[ ] **はい**

[ ] **はい**

[ ] **いいえ**

[ ] **いいえ**

[ ] **はい**

[ ] **はい**

[ ] **いいえ**

[ ] **はい**

[ ] **はい**

[ ] **いいえ**

[ ] **いいえ**

[ ] **いいえ**

**＜盛土規制法適合性　判定フロー＞**

[ ] **はい**

（□は該当するものにレ印）



＜都市計画法の開発許可＞

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合、その敷地の都市計画や面積等に応じて、都市計画法に基づく開発許可が必要となることがあります。

＜盛土規制法の許可不要工事の該当一覧＞

詳細はこちら

詳細はこちら

別紙